平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求反訴事件

原告(反訴被告) 阿部宣男

被告(反訴原告) 松崎 参

証拠申出書

2017 (平成29) 年10月6日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告(反訴原告)訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲 二

弁護士 湯 山 花 苗

弁護士 平 松 真二郎

第1 人証の表示

氏 名 紺 野 泰 弘 (板橋区資源環境部環境課員)

(証人 呼出 主尋問時間 20分)

2 住 所 東京都

氏 名 松 崎

参

(被告本人 同行 主尋問時間 60 分)

第2 立証趣旨

1 証人紺野泰弘について

板橋区ホタル生態館のホタル等生息調査を行った経緯及び調査の概要並びに結

果を明らかにし、さらに板橋区が2015年1月20日に公表した「板橋区ホタル生態環境館のホタル等生息調査結果と元飼育担当職員の報告数との乖離について (報告)」の根拠とされたDNA検査を行った経緯及びDNA検査の概要並びに結果を明らかにして、板橋区がホタルの持ちこみがあったこと、累代飼育がなされていなかったと結論付けた調査結果が信頼できるものであることを明らかにする。

2 被告本人について

- (1) 原告が主張する「ナノ銀除染」には科学的根拠がないこと
- (2) ホタル館におけるホタルの持込がされていたこと及び累代飼育がなされていなかったとの疑念を抱いた経緯, 疑惑の真相究明の調査活動の結果からホタル館において 25 代にわたって累代飼育がなされていた事実は確認できず, ホタル館にはホタルが持ち込まれていたことが確認されたこと
- (3) ホタル館におけるクロマルハナバチの飼育の目的及びクロマルハナバチの 飼育事業に関してイノリー企画及び能登町ふれあい公社との業務提携契約の締 結に不正があったこと及び原告が不正にかかわっていたこと
- (4) 被告が各表現行為を行った経緯

を明らかにして、本件訴訟で問題とされている被告の各表現行為が、公共の利害 に関する事実に関するものであったこと、表現行為の目的が公益を図るものであ ったこと、さらに内容が真実であったことを明らかにし、被告の行った表現行為 が違法性を欠き名誉棄損には当たらないことを立証する。

第3 尋問事項

別紙尋問事項書のとおり

尋問事項書

証人紺野泰弘について

- 1 証人の経歴及び板橋区資源環境部環境課の所管事務について
- 2 板橋区ホタル生態館のホタル等生息調査の経緯について
- 3 ホタル等生息調査の概要及び調査結果について
- 4 平成26年度ホタル羽化数の検証について
- 5 ホタル館へのホタル持ち込みに係る調査について
- 6 ホタル館で採取したホタルの死骸のDNA調査の実施方法について
- 7 DNA調査の分析結果について
- 8 その他、本件に関連する一切の事項

尋問事項書

被告本人について

- 1 被告の経歴
- 2 ナノ銀除染に関して
 - (1) ナノ銀除染実証実験と称する原告の測定の問題点
 - (2) 原告の測定結果は、放射能低減効果によるものではないこと
 - (3) ナノ銀除染は物理化学の基礎知識に反するものであること
 - (4) ナノ銀除染を「インチキ」と評価した根拠
 - (5) ブログ, SNS で「インチキ」と指摘した理由
- 3 ホタルの持ち込み及び累代飼育がなかったことに関して
 - (1) ホタル館にホタルが持ち込まれているとの疑念を抱いた経緯
 - (2) ホタル館において 25 代にわたる累代飼育がなされていなかったとの疑念を 抱いた経緯
 - (3) ホタル持込疑惑の真相究明活動について
 - (4) ホタル館にホタルが持ち込まれていたこと
 - (5) 累代飼育がなかったこと
 - (6) ブログで「ホタルの闇」としてホタル館の疑惑追及を行った理由
- 4 ホタル館におけるクロマルハナバチの飼育をめぐる不正行為に関して
 - (1) ホタル館におけるクロマルハナバチ飼育の目的
 - (2) クロマルハナバチの飼育事業に関してイノリー企画及び能登町ふれあい公社との業務提携契約の締結の経過について
 - (3) ブログ、SNSで「不正行為」や一部業者への便宜供与という指摘をした根拠 について
- 5 その他本件に関連する一切の事項